〇災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と大洲市長(以下「乙」という。)は、大洲市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、大洲市民の生命、身体及び 財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。 (協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が 行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

- 第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。
 - (1)被害状況の把握及び提供
 - (2)情報連絡網の構築
 - (3) 災害応急措置
 - (4) その他必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な 実施に資するため必要と認めたときは、大洲市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派 遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援要請)

第5条 大洲市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

(支援の実施)

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した 上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じ て調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)

- 第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる 事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。 (その他)
- 第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙 協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を 保有する。

平成23年10月26日

- 甲 香川県高松市サンポート高松3番33号 国土交通省 四国地方整備局長
- 乙 愛媛県大洲市大洲690番地の1 大洲市長